

平成31年2月20日

教員の懲戒処分について

この度、平成31年2月18日付けで、下記のとおり本学教員に対しアカデミックハラスメント行為に対する懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

1. 被処分者

教授 男性（50代）

2. 処分内容

停職6週

3. 処分事案の概要

当該教授が、平成29年度から平成30年度にかけて、学生の指導に際し、パンの購入を要求したこと、罰金を要求したこと、強く怒鳴ったこと、及び個人の情報を本人の了解なく他の学生の前で話したことなどの不適切な言動を行った。

当該教授の行為は、学生の修学環境を害する行為で、大学教育への信頼を揺るがすものであると言わざるを得ないことから、処分を行いました。

4. 学長のコメント

本学教員がこのような行為を行ったことは極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

このことを厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう再発防止に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

【本件照会先】

教育・学生担当理事 中田敏夫

電話：0566-26-2121・2122（人事労務課）